

## 砺波都市計画区域マスタープラン(案)に対する意見の概要と意見に対する県の考え方

### 1. 住民説明会での意見について 3名の方からいただきました。

番号	発言者	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	1 (P8)	<p>中心街に空き店舗が目立つ。駅前周辺をどのようにしていけば良いのか、行政だけではなく市民が発案し実行していくシステムが必要。</p> <p>その際、高齢者の意見をうまく吸い上げることが重要と考える。</p>	<p>若者からお年寄りまで、広く地域住民のご意見を反映できるまちづくりが重要であると考え、P8 の基本理念 ○地域の個性を活かした魅力ある都市づくりの実現のため、&lt;都市づくりの基本的方向&gt;として「行政が県民や地元資本を巻き込み、対話しながら作り上げる、ボトムアップな官民連携による個性的なまちづくりの推進」を明記しました。</p>
2	2 (P23)	<p>現在、施行中の出町東部第3土地区画整理事業施行区域については、ポテンシャルが高く住宅建設の引き合いもある。</p> <p>住宅地整備について、もう少し手厚く記載してもよいのではないかと。</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅地整備については、P14 の2)地域毎の市街地像 ①砺波市街地地域をはじめ、P17 の1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要用途の配置の方針のc住宅地、P18 の②土地利用の方針のc居住環境の改善又は維持に関する方針、P23 の3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①主要な市街地開発事業の決定の方針に明記しました。</p>
3	3 (P16)	<p>区域区分の有無は、当面見直さないのか。</p>	<p>P16 の1)区域区分の決定の有無に記載のとおり、人口が減少傾向であるなか、これまで実施した土地区画整理事業等により、用途地域内の人口は近年増加しています。</p> <p>こういったことから、今後とも区域内の土地利用の整序を図ることが可能であると考え、これまでどおり区域区分を定めないとしました。</p>

(ページ表記は、砺波都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)

2. パブリックコメントで提出された意見について 0名の方からいただきました。

番号	該当部	意見の概要	意見に対する県の考え方
		なし	

(ページ表記は、砺波都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)